

一般社団法人日本渡航医学会 定款

2016（平成28）年7月22日改定

2018年10月10日改定

2019年7月13日改定

第1章 総則

第1条（名称）

本法人は、一般社団法人日本渡航医学会と称し、英文では、Japanese Society of Travel and Health Inc.と表示する。

第2条（主たる事務所の所在地）

本法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本法人は、海外渡航者の健康に関する諸問題を学際的に研究し、もって海外渡航医学の進歩及び発展に寄与するとともに、海外渡航者の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第4条（事業）

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会その他の集会の開催
- (2) 機関誌等の発行
- (3) 認定制度に関する事業
- (4) 旅行企業等との連携による海外渡航者の健康の維持増進に必要な事業の推進
- (5) 国内及び国外の関係諸機関及び諸学会との意見交換及び共同事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会員総会

第1節 会員

第5条（会員の種類）

本法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

正会員は、本法人の目的に賛同して入会した個人とし、メーリングリストに登録され、情報共有、発信ができるとともに学会

誌が送布される。

年次学術集会及び学会誌において、研究成果等を発表することができる。

(2) 団体会員

団体会員は本法人の目的に賛同して入会した企業などの団体とし、メーリングリストに登録され、情報共有、発信ができるとともに学会誌が送付される。団体会員としては年次学術集会及び学会誌において、研究成果等を発表することはできない。

(3) 名誉会員

名誉会員は、本法人の理事長、理事又は監事を経験した者などで、理事長が理事会決議を経て推薦し、評議員会で承認した者とする。名誉会員は会費を支払うことを要しない。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に本法人に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第6条（入会）

本法人の正会員になろうとする者は、当該年度の年会費を添え、理事会において定める入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

第7条（経費の負担）

正会員及び団体会員は、本法人の事業活動に経常に生じる費用に充てるため、評議員会において別に定める額の会費を納めなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第8条（退会）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、理事会において定める退会届を理事長に提出するものとする。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員会の決議により除名することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、除名の決議を行う評議員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、評議員会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名をしたときは、その会員にその旨を通知する。

第10条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年分以上年会費を滞納し、かつ、督促に応じなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

第11条（会長）

本法人に会長1名を置く。

2 会長は、評議員会において選任し、学術集会を主催する。

3 会長の任期は、選任の年に行われる学術集会の終了の翌日からその翌年に行われる学術集会の終了の日までとする。

4 会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第2節 会員総会

第12条（構成）

本法人の会員総会は、正会員をもって構成する。

第13条（開催）

会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

第14条（招集）

会員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

第15条（議長）

会員総会の議長は、理事長又は当該会員総会において選任した者がこれに当たる。

第16条（議事及び議事録）

定時会員総会では、評議員会での議決事項を報告する。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

第17条（評議員の設置）

本法人に評議員2名以上を置き、評議員をもって一般法人法上の社員とする。

第18条（選任）

評議員は、定時評議員会の決議により正会員の中から選任する。

2 前項により評議員になろうとする者は、評議員2名以上の推薦を得て、評議員選任申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、再任の申請をする場合には、推薦を要しない。

3 第1項により選任された者は、当該定時評議員会の終結の時から本法人の評議員となる。

第19条（任期）

評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員が評議員会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、任期が満了しても、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は、評議員たる地位を失わない。ただし、任期満了後は、役員選任及び解任並びに定款変更については、議決権を有しない。

第20条（退任）

評議員は、理事会において定める退任届を提出することにより、任意に、いつでも退任することができる。

第21条（解任）

評議員が次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他解任すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により評議員を解任する場合には、当該評議員に対し、解任の決議を行う評議員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、評議員会において弁明する機会を与えなければならない。

- 3 第1項の規定により解任をしたときは、当該評議員にその旨を通知する。

第22条（資格の喪失）

評議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 退任したとき。
- (3) 解任されたとき。
- (4) 正会員資格を喪失したとき。
- (5) 総評議員が同意したとき。

第23条（報酬）

評議員は、無報酬とし、本法人の使用人として活動をしたときも、その対価を受けることができない。

第2節 評議員会

第24条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成し、評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

第25条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 評議員の選任及び解任
- (6) 定款の変更
- (7) 評議員会規則の制定及び改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他法令又はこの定款により評議員会で決議すべきものと定められた事項

第26条（開催）

評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第27条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

第28条（議長）

評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該評議員会において評議員の中から議長を選出する。

第29条（議決権）

評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

第30条（決議）

評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 評議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令の定める事項

第31条（議決権の代理行使）

評議員は、議決権を有する他の評議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、本人又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。

第32条（議事録）

評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任された議事録署名人名2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第33条（評議員会規則）

評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

第34条（役員の設置）

本法人に、以下の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を、必要に応じ副理事長とし、副理事長をもって一般法人法第91条第1項の業務執行理事とする。

第35条（役員の選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって評議員の中から選任する。ただし、必要がある場合には、評議員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副理事長は、理事会の決議によって理事長以外の理事の中から選定する。

第36条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 副理事長以外の業務執行理事は、理事会の定めるところにより本法人の業務を分担して執行する。
- 5 理事長及び副理事長その他の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第37条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第38条（役員の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第34条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第39条（役員の解任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって解任することができる。

第40条（役員の報酬）

役員は、無報酬とし、本法人の使用人として活動したときも、その対価を受けることができない。

第2節 理事会

第41条（設置及び構成）

本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第42条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長その他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) 理事会規則の制定及び改廃

第43条（開催）

理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、第1回の理事会を事業年度終了後3箇月以内に開催し、その他の理事会の開催時期は、理事長が決定する。

3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から一般法人法第93条第2項の規定により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から一般法人法第101条第2項の規定により招集の請求があったとき。

第44条（招集）

理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に2週間以内を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

第45条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

第46条（決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第47条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事（当該理事会に理事長が出席したときは、理事長とする。）及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

第48条（理事会規則）

理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 顧問、部会及び委員会

第49条（顧問）

本法人は、必要に応じ若干名の顧問を置く。

2 顧問の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

3 顧問は、評議員会の要請に応じ、学会活動全般について助言を行う。

4 顧問は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

5 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

6 顧問は、無報酬とする。

第50条（部会）

本法人は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、理事会の決議により一部の会員を構成員とする部会を設置する。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会規則により定める。

第51条（委員会）

本法人は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会規則により定める。

第7章 資産及び会計

第52条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第53条（事業計画書及び収支予算書）

本法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、その変更が軽微な変更にとどまる場合は、理事会の決議のみで足りる。

第54条（事業報告及び決算）

本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出した上、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 本法人は、第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び評議員名簿を主たる事務所に備え置く。

第55条（剰余金の分配）

本法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散等

第56条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

第57条（解散）

本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会の決議により解散する。

第58条（残余財産の処分）

本法人が清算をする場合における残余財産は、評議

員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

第59条（公告の方法）

本法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 附則

第60条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令に従う。